

2014年度（平成26年度）

# 高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発病や重症化防止のために有効です。

体調が良いときに早めに受けましょう。



**実施期間** 10月1日(水)～2015年(平成27年)1月31日(土)

**実施場所** 福山市内の実施協力医療機関（裏面参照）

**対象者** 福山市に住民票がある人で

- ・65歳以上の人
- ・60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ人

**個人負担金** 1,000円

※ 次のいずれかに該当する人は、個人負担金が免除になります。

接種を受ける前に、次の「証明書」を医療機関に提出してください。

接種後に提出しても個人負担金の免除はできません。

個人負担金免除の対象者	必要となる書類（証明書）
市民税非課税世帯の人 <b>今年からこちらも証明書の代わりとなります。</b>	①証明書（高齢者予防接種用） 又は ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー
中国残留邦人等の支援給付受給世帯の人	①証明書（高齢者予防接種用）
生活保護世帯の人	③証明書（生活保護法によるもの）

※ ①と③の証明書の取得方法は、別紙「高齢者インフルエンザ予防接種の個人負担金免除の証明書について」をご覧ください。

※ ②は、後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯の人が福山市の後期高齢者医療担当課に申請した場合、交付されるものです。

## 接種を受けることができない人

- 37度5分以上の熱がある人
- 重い急性疾患にかかっている人
- 今までにインフルエンザ予防接種の後に、じんましんが出たり、気分がわるくなったり、息が苦しいというようなことがおこり、急に気を失ったことがある人

\* 現在、医療機関にかかっている人は、接種できるかどうか医師に相談してください。

## 市外での接種

予防接種は、住民票のある市町村で受けることが原則です。治療中などで、やむを得ず市外で接種を受ける場合は、事前の手続きが必要です。

### ○広島県内の福山市以外の市町で接種を受ける場合

あらかじめ「予防接種券」の発行を受けてから、接種を受けてください。  
また、個人負担金免除の対象者は、「予防接種券」の申請時に「証明書」が必要です。

\* 「予防接種券」の発行を受けずに接種を受けた場合は、費用は全額自己負担となります。（接種後に費用の払い戻しを受けることはできません）

### ○広島県外で接種を受ける場合

あらかじめ「依頼書」の発行を受けてから、接種を受けてください。  
（発行には数日かかります。）

\* 費用は全額自己負担となります。（費用の払い戻しありません）

予防接種券・依頼書は、10月1日（水）から発行します。  
希望する人は、次の問い合わせ先にご相談ください。

### 【問い合わせ、予防接種券・依頼書の発行】

保健予防課	電話：928-1127
松永保健福祉課	電話：930-0410
北部保健福祉課	電話：976-8803
東部保健福祉課	電話：940-2567
神辺保健福祉課	電話：962-5055
沼隈支所保健福祉担当	電話：980-7704



福山市